

2019年(令和元年)10月23日(水曜日)

三島駅南口西街区再開発

土地買い取り巡り

住民団体が控訴

東急電鉄によるJR三島駅南口西街区の再開発事業で、三島市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかったのは違法として、住民団体が市を訴えた訴訟で、原告側は、訴えを

退けた今月十一日の静岡地裁判決を不服とし、二十日付で東京高裁に控訴した。

住民側は、市が公社保有の西街区の土地を買い取って転売するのではなく、公社が東急に直接売却したことを問題視。買い取り請求権を行使すれば得られたはずの利益が失われ、地方自治法違反にあたると主張し

た。静岡地裁は「買い取り請求権は金銭給付を目的としていない」として請求を却下していた。

原告で「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表は取材に「市の行為が認められれば、自治体と業者がその不動産鑑定をして談合することも許されてしまう」と控訴に踏み切った理由を語った。